

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所 第2委員会室	
		担当職員 三宅	
日 時	平成28年9月16日(金曜日)	開 議	午前 10時 00分
		閉 議	午後 3時 07分
出席委員	小島、○並河、齊藤、菱田、藤本、明田、湊		
出席理事者	[産業観光部]内田部長、柏尾農政担当部長 [ものづくり産業課]野々村課長 [観光戦略課]松本課長心得 [農林振興課]内藤農林事業担当課長 [農地整備課]上田課長、並河国営事業担当課長 [まちづくり推進部]柱部長、竹村事業担当部長 [都市計画課]関口課長 [都市整備課]笹原課長、山内区画整理担当課長 [政策交通課]伊豆田課長 [土木建築部]柴田部長、中西施設担当部長 [桂川・道路整備課]並河課長 [土木管理課]仲田課長、藤本土木維持担当課長 [上下水道部]西田部長、橋本事業担当部長 [総務・経営課]西田課長、人見経理係長 [お客様サービス課]塩野課長、三宅副課長 [水道課]畑課長 [下水道課]阿久根課長、西田年谷浄化センター所長		
出席事務局	三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（小島委員長あいさつ）

2 日程説明（事務局）

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[上下水道部入室]

- （１）第 2号議案 平成28年度地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- （２）第 4号議案 平成28年度上水道事業会計補正予算（第1号）
- （３）第 5号議案 平成28年度下水道事業会計補正予算（第1号）

- ・上下水道部長あいさつ
- ・所管課長順次説明（各会計債務負担行為一括）

10:12

[質疑]

< 湊委員 >

各債務負担行為に係る年額、現在の契約先及び人員は。

< お客様サービス課長 >

上水道事業については、年額9300万4千円で5年間委託しようとするものである。契約先は第一環境株式会社であり、人員については、現在所長1名、徴収担当職員5名、窓口担当職員4名、電算室1名の計11名の体制としている。

< 下水道課長 >

下水道事業と地域下水道事業を一括して発注している。公共下水道分は年額 2 億 2 6 4 2 万 2 千円、地域下水道事業は年額 1 1 6 3 万 1 6 0 0 円、年額合計 2 億 3 8 0 5 万 3 6 0 0 円である。契約先は日本メンテナンスエンジニアリング株式会社であり、人員は 2 5 名である。

< 明田委員 >

選定はどのようにしているのか。

< 上下水道部長 >

3 つの業務とも全て公募型プロポーザル方式により業者選定を行いたいと考えている。

< 明田委員 >

実際に新しい業者に委託するということは可能なのか。

< 上下水道部長 >

可能と考えている。プロポーザルにより提案された内容を吟味して可能かどうかの判断を行うものであり、可能な業者に委託する。

< 明田委員 >

業務に支障を来さないよう願いたい。

< 菱田委員 >

上水道分に係り新規に業務が増えることに関して、平成 2 7 年度の実績は。

< お客様サービス課長 >

平成 2 7 年度までの実績額は 2 億 5 2 0 万円であり、執行率は 9 6 % である。

< 菱田委員 >

業務委託内容を増やすことに関しては、経営審議会に諮っているのか。諮っている場合、どのような意見があったのか。

< 上下水道部長 >

前回の経営審議会で具体的に諮ったということはない。次回の経営審議会において詳細に説明する予定としている。

< 並河副委員長 >

これまで契約先は同じところなのか。

< お客様サービス課長 >

上水道に関しては、3 年前から実施したものであり、1 者のみの実績である。

< 下水道課長 >

下水道に関しては、平成 1 4 年度から 3 年に 1 回、入札を実施しており、結果としては現契約業者が受託している状況である。

< 藤本委員 >

現在の第一環境株式会社への上水道業務の委託に係り、応募の状況はどうであったか。

< お客様サービス課長 >

公募型により数社の参加があった中で、選定したものである。

< 湊委員 >

議案とは直接関係ないが、水道水ペットボトル「保津川のめぐみ」の現在の状況、販売先は。

< 総務・経営課長 >

現在、ギャラリーかめおか内のアトリオ、市役所庁舎の売店、上下水道部庁舎で販売している。3 年前に製造して約 7 割が出ている状況である。

[上下水道部退室]

[産業観光部入室]

(4) 第 1 号議案 平成 28 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 2 号)

(産業観光部所管分)

- ・ 産業観光部長あいさつ
- ・ 産業観光部農政担当部長あいさつ

- ・ 所管課長順次説明 (歳出歳入一括)

10 : 42

[質疑]

< 湊委員 >

森のステーション関係の業務委託料に係り、匠ビレッジ及びチョロギ村への補助金はいつまで続くのか。またその運営形態は。

< 観光戦略課長 >

当該事業については、平成 27 年度の繰越事業として 10 分の 10 国庫補助の加速化交付金により、平成 28 年度からスタートした事業である。その加速化交付金をさらに充実させるために創設された地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金は 2 分の 1 補助であるが、これを活用して、平成 28 年度からの 3 年間の事業計画により、「森のステーションかめおか」全般を推進していく中で、今後展開していきたいと考えている。

< 湊委員 >

補助金があるうちは色々な活動ができると思われるが、運営には人件費も伴ってくるので、運営面で補助金がなくなったらどうなるのかということを心配している。その点ではどのように考えているのか。

< 観光戦略課長 >

前回の指摘を踏まえ、運営面に関して 3 年間しか補助金がない旨、地元に対しても十分に説明を行い、その後は必ず自主運営をしていただきたいと考えている。特に砥石に関しては最近注目を浴び、販売も現在好調と聞いており、常設展や体験に取り組んでいきたいと考えている。チョロギにおいても同様であり、3 年間の補助を前提としての計画を立てられており、この 3 年間は行政としても支援していきたいと考えている。

< 齊藤委員 >

国庫 2 分の 1 の補助金であれば、行政としては積極的には取り組まないという姿勢であったと思うが、当該事業については、10 分の 10 補助で実施したものを支えないといけないということから、その 2 分の 1 補助により取り組むものと思われる。独立採算をめざすのに 3 年間の補助を決めてしまうと、それをあてに受け取られる。1 年でも早く採算がとれるよう、補助金をカットするということも伝えながら取り組まれるべきと考えるがどうか。3 年間は必ずその補助を行うのか。

< 観光戦略課長 >

3 年間、全ての面倒を見るということではない。いち早く自立していただけるよう

指導していきたいと考えている。

< 齊藤委員 >

そうして、使用料等によりきっちりと市に反映していただきたい。成功すれば大変素晴らしい事業である。しっかりと精査して、なるべく早くキックバックしていただけるよう市として指導願いたい。

< 産業観光部長 >

新型交付金は2分の1の補助率であるが、ソフト事業に関しては交付税措置があるように聞いている。普通交付税でその半分、残る半分为特別交付税で措置するという国の支援策である。財源的なことに関しては、国の方も考えてくれているということであるが、だからといって3年間ずっと継続するということではなく、十分に精査していきたい。

< 藤本委員 >

森の京都にスポットが当たっているときはよいが、それで終わるのではなく、一つの観光資源として、湯の花温泉やコスモス園、ききょうの里等と連動して生かされるようしっかりと支援されたい。要望。

< 明田委員 >

日本研ぎ文化振興協会に関して、研ぎに関しては全国にその産地があると思われるが、どのような団体か。

< 観光戦略課長 >

森のステーションかめおかプロジェクトの実施主体の一つの団体であり、一般社団法人日本研ぎ文化振興協会とは、全国組織ではなく、本市において砥取家で活動されている土橋氏等で設立された事業所である。また、チョロギ村に関しては、NPO法人チョロギ村として地元で設立されており、この2つの団体をプロジェクトの中に入れていただき、実行委員会形式の中で、市も参画して事業を進めていきたいと考えている。

< 藤本委員 >

大河ドラマ誘致活動経費に係り、今後の見通しは。

< 観光戦略課長 >

2017年は「おんな城主直虎」、2018年については、西郷隆盛をテーマとした「西郷どん」と、幕末をテーマとしたものが来たので、その次はやはり戦国もの、男性、女性という順番もあるのかというふうに考えている。この6月、直接要望書を手渡した時の話では、上の方からドラマを決めるのではなく、こういうことをやりたいということを製作局の中で検討されるということであった。その中で、光秀はおもしろいテーマなので取り上げたいということも聞いており、近い将来、実現するのではないかと期待している。ただし、西郷隆盛の次に女性ということの戦略では、ガラシャを全面的に出していくこと、また、熊本の細川家も踏まえ、震災復興も含めた中で要望していきたい。

< 菱田委員 >

林業振興費中、緑の公共事業経費増に係り、京都府の森林環境税による財源は、本市にどのように分配されるのか。

< 農林振興課農林事業担当課長 >

森林環境税の総額約6億8千万円のうち約半分が京都府直轄事業に充てられ、その半分が市町村分とされており、そのうちの1億円をプロジェクト枠として、残りの2億4千万円を各市町村に分配されることとなる。分配額は、世帯割と山林の面積割を掛け合わせたものとなり、本市においては今年度824万円余りの交付金を受

け入れる予定となっている。それを財源として、山の作業に必要な作業路の整備等に充て込みたいと考えており、今後、それを活用して整備促進していきたいと考えている。

< 菱田委員 >

今回、当該分で計上した大城山の林道等の整備や森のステーション関係の事業には含まれていないという理解でよいのか。

< 農林振興課農林事業担当課長 >

含まれていない。森のステーションに関しては、一部、森林内の道整備の関係では今後含まれる可能性はある。

< 並河副委員長 >

森のステーション関係による地元雇用の見通しは。

< ものづくり産業課長 >

市内各所の森のロケーションを活用する点から、ユメミファクトリーへの来客を呼び込むことも想定した各環境整備を今年度の構想の中で考えていきたい。将来的にはそうしたことによる雇用も増えることも見通して充実させていきたい。

< 湊委員 >

チョロギ村は神前区全体で取り組んでいるのか。そうであれば、財産区との兼ね合いはどうなのか。

< 産業観光部長 >

確かに用地は神前財産区から借り入れを行っている形態となっている。そこを活用しながら、チョロギ村とは地域興しをメインとした取り組みであり、区全体として栽培や肥料、加工等、何らかのことに住民が関わりたいというように聞いている。地域興しの一環としてのチョロギ村であるので、市としてもそれを広域に拡充して、西部地域、西別院町を第2の森のステーションとして考えていきたいという思いである。

< 湊委員 >

土地を借りているのに、それを私物化しているような感じがするが。

< 産業観光部長 >

野鳥の森を含めての財産区からの借り入れとして、当該経費は、教育費で計上していると思われる。

< 湊委員 >

そのような懸念もあることから、市として一つの方向性を持っておかないと、市民から見れば、市から借入料をもらい、また補助金ももらい、地元で市の施設を好きなようにしているという意見も出てくる可能性がある。そのあたりはしっかりとしておくべきである。よろしくお願いします。

11 : 05

[産業観光部退室]

[まちづくり推進部入室]

第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

（まちづくり推進部所管分）

・まちづくり推進部長あいさつ

・所管課長順次説明（歳出歳入一括）

11 : 13

[質疑]

< 並河副委員長 >

公園緑地整備事業費の公有財産購入費増に係り、当該分は今回の財産取得議案に係る部分を取得する費用か。

< 都市整備課長 >

その部分は土地取得事業特別会計で取得する。当該購入費の計上は、既取得分について、国庫補助金を活用して一般会計において買い戻しを行う案件である。

< 齊藤委員 >

公園緑地管理経費増に係り、亀岡運動公園の防犯灯設置はどこに何灯設置するのか。

< 都市整備課長 >

亀岡運動公園の体育館北側の第9駐車場において、6灯設置する計画である。

< 菱田委員 >

緑花推進経費の業務委託料450万円増として、ガーデンシティ構想の策定に350万円、国道372号亀岡インター付近へのウェルカムガーデン整備計画の策定に100万円を計上されているが、それぞれ委託業者の選定方法は。

< 都市計画課長 >

ガーデンシティ構想については、市民協働により取り組むものとしてワークショップ形式で検討している。市民、市民団体、学生、市職員、緑花団体等関係団体が入る形で、基本的には京都大学にコーディネートしてもらい、業務委託を行う予定としている。

< 都市整備課長 >

ウェルカムガーデンに関しては、現在、緑花協会が本市全域の植栽管理等を行っていることから、緑花協会に依頼するよう考えている。

< 菱田委員 >

ガーデンシティ構想の策定に向けてはワークショップ形式により取り組む中で、なぜ京都大学へ委託するのか。

< 都市計画課長 >

京都大学の先生の中で、景観の関係で携わっていたただいた先生があり、本市の景観施策の実情に精通されているため、そのようなことも含めた中で総合的に判断したものである。

11 : 18

（5）第53号議案 財産の取得についての議決の一部変更について

・政策交通課長説明

11 : 22

[質疑]

< 小島委員長 >

京都スタジアム（仮称）に係る内容に関しては、現在、特別委員会に審査の権限が付与されており、当常任委員会では取り扱えないので、留意願いたい。（了）

< 湊委員 >

当該分に係る地権者の合意経過は。

< 政策交通課長 >

所有者は病気により入院中であつたため、意思形成が中々できなかったが、お亡くなりになったことで今回の契約に至った経過がある。

1 1 : 2 4

[まちづくり推進部退室]

[休憩]

[土木建築部入室]

1 1 : 3 0

第 1 号議案 平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 2 号）

（土木建築部所管分）

・土木建築部長あいさつ

・所管課長順次説明（歳出歳入一括）

1 1 : 4 0

[質疑]

< 並河副委員長 >

耐震化促進事業費増に係り、耐震改修等のこれまでの実績は。

< 土木建築部施設担当部長 >

耐震診断は平成 1 8 年度から昨年度までで 2 7 6 戸実施した。また、木造住宅耐震化の本格改修については、平成 2 0 年度から昨年度までで 6 9 戸の補助を行った。簡易改修については平成 2 4 年度から昨年度までで 3 7 戸の補助を行った。

< 並河副委員長 >

耐震改修に係る目標 9 0 % について、今後の見通し等をどのように考えているか。

< 土木建築部施設担当部長 >

耐震改修促進計画に基づき施策を行っているが、昨年度までの実績を踏まえ見直しを検討している。おそらく 8 0 ~ 8 2 % の間になると思われる。京都府下においても同様の状況であり、再度目標を改める中で、強力に推進していきたいと考えている。

< 菱田委員 >

和らぎの道の電気施設整備に係り、モニュメントの汚れや休憩所の改善等についても地元から要望等は受けていないか。

< 土木管理課長 >

今回、ガーデンシティとしてライトアップするのに当たり、外灯が少し暗いのではないかということから要望を受けたものであり、平成 6 年の施設整備以降、度々電気設備の不具合等がある中で、今回ガーデンシティの一環として、多くの方にいただけるよう取り組むものである。また、休憩所の路面等がでこぼこしているので、そうした施設整備についても今回一括して取り組みたいと考えている。

- (5) 第 5 4 号議案 市道路線の認定について
・土木管理課長説明

[質疑]

< 小島委員長 >

位置図にある先線の狭小部分の状況は。

< 土木管理課長 >

市道に行き止まりがある場合は、半径 6 メートル以上のロータリーを設ける必要があり、そのロータリーを設けると同時に、2 メートル程度の幅員の避難用通路を設けたものであり、市道認定にはならないが、市の名義としている。

[土木建築部退室]

[自由討議] なし

4 討論～採決

[討論]

< 並河副委員長 >

第 1 号議案、第 5 3 号議案に反対。当該用地は京都・亀岡保津川公園となっているが、当初目的がスタジアム用地であり、これまで一貫して反対の立場をとってきた。どのように活用するのかということもまだ決まっていない。

< 齊藤委員 >

共産党議員団は、自然の公園にすべきと主張していて、そのとおりになると思われるのに、それでも反対するのか。

< 小島委員長 >

今は討論の場であり、それに対する意見を求めるものではない。

< 藤本委員 >

各議案に賛成。第 1 号議案は、各事業の推進を図るための補正であり、別段問題はない。また第 5 3 号議案についても、一部事情があって残っていた用地について、ようやく購入できるものであり、今後の利活用に生かすものとして、別段反対するものではない。

[採決]

- ・第 1 号議案 平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
可決・多数（反対：並河副委員長）

- ・第 2 号議案 平成 2 8 年度地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
可決・全員

- ・第 4 号議案 平成 2 8 年度上水道事業会計補正予算（第 1 号）
可決・全員

- ・第5号議案 平成28年度下水道事業会計補正予算（第1号）
可決・全員
- ・第53号議案 財産の取得についての議決の一部変更について
可決・多数（反対：並河副委員長）
- ・第54号議案 市道路線の認定について
可決・全員

[指摘要望事項等]

< 小島委員長 >

委員長報告の作成にあたり、指摘要望等の意見があれば伺う。なお、指摘要望事項については、議案審査の過程を踏まえた中で、特に委員会として意見を付すべき事項があれば、取り扱いたい。

< 齊藤委員 >

森のステーション・匠ビレッジ補助金に係り、市民から見れば神前区だけに補助金を交付しているように思われるので、1日も早く自主運営できるよう望むことを指摘要望とされたい。

< 湊委員 >

途中で失敗した場合にどうするのか大変危惧するところであり、補助金がなくなった時点で廃止されるおそれもある。そうならないよう、市としてその担保をとっておくべきである。

< 小島委員長 >

それでは、以上の意見を踏まえ、指摘要望事項の取り扱いについては正副委員長に一任願いたい。（了）

< 事務局 >

委員長報告において第1号議案の反対討論を報告するにあたり、具体的な反対理由を確認願いたい。

< 並河副委員長 >

スタジアム関連で反対したものである。

< 事務局 >

公園緑地整備費の買戻しに係る反対ということか。（了）

< 小島委員長 >

それでは、以上を踏まえ、委員長報告の作成についても正副委員長に一任願う。（了）

12 : 10

5 その他

（1）議会だよりの掲載事項について

[事務局説明]

< 小島委員長 >

一般会計補正予算から、森の京都の関係について取り上げてはどうかと考える。各委員の意見は。

< 藤本委員 >

京都・亀岡保津川公園の財産取得についても取り上げてはどうか。

< 明田委員 >

今回の補正予算のうち、森の京都の関係、耐震化促進事業の2点を取り上げてはどうか。

< 小島委員長 >

以上の意見から、森の京都の関係、耐震化促進事業の2項目を掲載することとした
いがよいか。(了)

< 小島委員長 >

それでは、掲載内容の取り扱いについては正副委員長に一任いただき、次回の委員
会で確認願いたい。(了)

(2) わがまちトーク(自治会版)の対応について

[事務局説明]

< 小島委員長 >

各自治会への出席について、各委員の希望により調整したい。

なお、畑野町自治会に関しては、地域こん談会に関することとして、公共交通関連
のテーマが挙がっている。当常任委員会においては、特別委員会の所管事項として、
私と明田委員とが公共交通対策特別委員会の委員になっているが、特別委員会のメ
ンバーとして出席するようにと決まったものではない。

(各委員調整)

< 小島委員長 >

それでは、各委員の選出を以下のとおりとする。(了)

- ・千歳町：明田委員、並河副委員長
- ・東本梅町：菱田委員、齊藤委員
- ・千代川町：湊委員、小島委員長
- ・畑野町：湊委員、藤本委員
- ・本梅町：齊藤委員、並河副委員長

12 : 14

[休憩(京都スタジアム(仮称)検討特別委員会審査)]

15 : 00

(3) 次回の月例開催について

< 小島委員長 >

まず、日時については、10月17日(月)午前10時とすることでどうか。(了)

次に、案件については、まちづくり推進部から開発許可の権限移譲に係る行政報告
の申し出を受けており、また、前回、商店街連盟との意見交換会の総括を行うべき
との意見があったので、これらを案件にしたいと考えるがいかがか。(了)

< 小島委員長 >

それでは、意見交換会の総括の方法等について意見はないか。

< 湊委員 >

意見交換会から一定時間が経過していることから、当日の意見要旨をもとに総括を
行っはどうか。

< 事務局 >

商店街連盟の要望事項及び当日の主な意見等を抽出して資料を準備することでどうか。

< 湊委員 >

条例に関しては全国に例がないと言われていたが、他に似たような事例はないか執行部に確認して調査願いたい。

< 事務局 >

例えば商店街振興条例として、市、事業者、市民の責務、計画等を定める理念的な条例は全国的に見受けられるが、商店街連盟の提案のように、商店街の振興のために具体的に市民の負担を求めるような条例の事例があるかということか。

< 湊委員 >

そのようなことも含めて一度調べてもらいたい。

< 小島委員長 >

それでは、次回の案件は、まちづくり推進部の行政報告及び商店街連盟との意見交換会の総括とする。総括では、意見交換会資料及び会議録から主な意見等を抽出してそれをもとに協議していきたい。また、当日までに他市の事例等についても可能な範囲で調査願いたい。(了)

< 小島委員長 >

それでは、以上で閉議する。

～ 散会 15 : 07